2025年12月4日

予備　令７－２４

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№24］）

ア．既に持分会社に出資の履行をした有限責任社員は，当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合には，連帯して，当該持分会社の債務を弁済する責任を負う。

イ．無限責任社員が有限責任社員となった場合には，当該有限責任社員となった者は，その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について，無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負わない。

ウ．持分会社の無限責任社員は，他の社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を当該持分会社に譲渡することができる。

エ．業務を執行しない有限責任社員は，定款に別段の定めがある場合を除き，業務を執行する社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

オ．合同会社の社員は，信用をその出資の目的とすることができない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　エ　　４．ウ　オ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　×

有限責任なので，出資の範囲，連帯して，債務は負わない。

肢イ　×

無限責任が有限責任に代わっても，登記前の責任については変わらない。

取引安全を考えればわかる。

５８３条１項

肢ウ　×

当該持分会社には譲れない。一般に全員の承諾があれば譲渡できる（５８５条１項)。

しかし，持分会社に対する債務について，無限に責任を負うのがその内容。当該持分会社に，譲渡しても意味がない。もともと，会社は債務をおっているので，社員の地位を引き継ぐのは債権者等にとって意味がない。

肢エ　○

５８５条３項，業務を執行しない有限責任社員は，定款に別段の定めがある場合を除き，業務を執行する社員の全員の承諾があるときは，その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

執行する権限者がいれば，そのものに会社の業務を任せているといえる。

譲渡の自由も認める必要がある一方で，業務執行者に誰を社員にするかを判断させればよい。

肢オ　○

合同会社の社員は，有限責任を負う社員で構成される。

信用を出資の目的とはできない。（５７６条４項）

予備　令７－２５

組織再編等に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№25］）

ア．株式会社が他の株式会社にその事業の全部の譲渡をする場合において，譲受会社が譲渡会社の特別支配会社であるときは，当該譲渡会社の株主総会の特別決議によって当該譲渡に係る契約の承認を受けることを要しない。

イ．株式会社は，合名会社，合資会社又は合同会社に組織変更することができない。

ウ．新設分割設立会社が新設分割計画の定めに従い新設分割会社の債務を免責的に承継するには，当該債務に係る債権者の承諾を要する。

エ．吸収分割において，吸収分割株式会社が株主総会の決議によって吸収分割契約の承認を受けなければならないときは，当該株主総会において議決権を行使することができない株主は，当該吸収分割株式会社に対し，自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

オ．株式移転は，株式移転計画において定められた効力発生日に，その効力を生ずる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

特別支配の場合は，譲渡会社の特別決議は不要。

すでに，9/10 持っている，迅速な手続で行えるようにすべき。

４６８条１項

肢イ　×

株式会社は，持分会社に組織変更することはできる。

経営上の必要から，柔軟な変更を認めるべき。

肢ウ　×

免責的債務引受をするには，債権者の承諾が必要なのが原則。

しかし，柔軟な組織再編の必要性もある。そこで，債権者異議手続がある。（８１０条）

債権者は，異議を述べれば，弁済などの保護が受けられる。

肢エ　○

７８５条

株式買取請求権がある。少数株主の保護の必要性があるかどうかを検討。

対価が入っても，事業内容が変われば，出資をしない株主もいる，買取請求を認めるべき。

肢オ　×

新設の親会社が成立した日（７７４条１項)。

株式移転の定義がわかればイメージができる（２条３２号）

予備　令７－２６

株式会社についての訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№26］）

ア. 株主総会決議不存在確認の訴えに係る請求を認容する確定判決は，第三者に対してもその効力を有する。

イ．株式会社の取締役が退任した後に当該株式会社の株主となった者は，当該取締役の責任を追及する株主代表訴訟を提起することができない。

ウ．会社法上の公開会社でない株式会社は，株主から取締役の責任を追及する訴えの提起の請求を受けた場合において，当該請求の日から６０日以内に当該訴えを提起しないときであって，当該請求をした株主から請求を受けたときは，当該株主に対し，遅滞なく，当該訴えを提起しない理由を通知しなければならない。

エ．株主代表訴訟を提起した株主は，当該訴訟の係属中に株式交換により株主でなくなった場合には，当該株式交換により株式交換完全親会社の株式を取得したときであっても，当該訴訟を追行することができない。

オ．監査役設置会社は，当該監査役設置会社の取締役を補助するため，当該監査役設置会社の株主が提起した当該取締役の責任を追及する株主代表訴訟に参加するには，監査役（監査役が２人以上ある場合にあっては，各監査役）の同意を得なければならない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　エ　　４．ウ　オ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

組織に関する訴え，会社が被告，第三者効あり。合一確定の必要性，また，会社に手続保障があったので代替的手続保障がある。

肢イ　×

株式会社の取締役が退任した後に株主となった者は，熱心な訴訟活動が期待できず，取締役の責任を追及する株主代表訴訟を提起できないとも思える。しかし，取締役による過去の業務執行が原因で，現在の会社に損害が出た場合，取締役を退任しても，株主として他の取締役の責任を追及する必要がある。したがって，取締役を退任して株主になった者も，株主代表訴訟を提起できる。

株主に新たになったものも，会社の損害は填補してもらう必要があると主張できるだろう。

肢ウ　○

８４７条４項

前提として，株主は，取締役の責任を追及する訴えの提起を，会社に対し請求できる（８４７条１項前段)。一方，会社は，訴え提起するかどうか自由に判断できるので，訴えを提起しなくても，株主に対する通知は不要ではないか。しかし，　請求権の消滅時効が完成するおそれもあり，株主が代わりに訴え提起する必要がある。したがって，会社が請求の日から６０日以内に訴え提起しない場合，株主から請求を受けたときは，遅滞なく，訴え提起しない理由の通知を要する。

肢エ　×

株式交換（注$_1$）によって子会社となる会社に訴えを提起していた者は，組織再編後は，子会社の株主でなくなり（子会社の株主は，親会社である），株主代表訴訟の原告適格を失うとも思える。しかし，親会社の代表機関によって子会社の役員等の責任追及が適切にされるとは限らない。したがって，原告だった者が親会社の株式を取得した場合には，例外的に，当事者適格を失わない（注$_2$）。

肢オ　○

前提として，監査役設置会社が取締役の責任を追及する際，監査役が会社を代表する（３８６条１項１号）。一方，会社は，敗訴責任を分担するため，被告である取締役に補助参加できる（８４９条１項）。会社による補助参加は，各監査役の訴訟追行の権限を害する。したがって，各監査役の同意が必要である（同条３項１号）。

予備　令７－２７

個人商人（小商人に当たる者を除く。）の商業使用人に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№27］）

ア．商人が支配人を選任したときは，その登記をしなければならない。

イ．支配人は，商人の許可を得なければ，株式会社の取締役となることができない。

ウ．支店長，副支店長その他商人を代理する権限を有するものと認められる名称を付した使用人は，相手方が悪意である場合を除き，当該商人の営業に関し，一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。

エ．商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は，当該事項に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

オ．支配人の代理権は，商人の死亡によって，消滅する。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　１

肢ア　○

商人が支配人を選任したときは，その登記をしなければならない。

支配人は包括代理権を持つため，公示して取引の安全を図る必要がある。

肢イ　○

支配人とは、事業主に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限（支配権）を与えられた使用人です。

支配人が事業主の指揮命令下で営業活動に従事する「使用人」である。雇用契約が想定。

そこで，新たに，取締役をやるということは，商人に不利益が生じる。

労力が分散するため。よって，許可が必要なる。

商法２３条１項４号

肢ウ　×

支店長，副支店長は，支配人，商人を代理する権限ではなく，営業の主任者の外観となる。

表現支配人の問題。権利外観法理，虚偽の外観，本人の帰責性，相手方の信頼。

外観の内容が問いの内容。支配人としての外観

肢エ　×

商人の営業に関するある種類または特定の事項の委任を受けた使用人は，当該事項に関する一切の裁判上また裁判外の行為をする権限を有する。

「裁判上」はない。使用人に，裁判行為されては，商人の不利益は大きい。

肢オ　×

支配人の代理権，雇用による代理。無名契約の代理契約は，本人の死亡により終了するのが原則。（民法１１１条１項１号参照）

しかし，当然に終了すると，営業がつづけられなくなる恐れあり。不特定多数の関係者に迷惑をかける。

したがって，当然には終了しない。

商法５０６条

予備　令７－２８

代理商，仲立人及び問屋に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№28］）

ア．物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は，売買に関する通知を受ける権限を有しない。

イ．代理商は，やむを得ない事由があるときは，いつでも，当該代理商が商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする契約を解除することができる。

ウ．仲立人の報酬は，当事者双方が等しい割合で負担する。

エ．仲立人は，その媒介に係る商行為について見本を受け取ったときであっても，当該見本を保管する義務を負わない。

オ．問屋は，委託者のために物品の販売又は買入れをしたときは，遅滞なく，委託者に対し，その旨の通知を発しなければならない。

１．ア　エ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．ウ　エ

正解　１

肢ア　×

物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は，売買に関する通知を受ける権限を有する。

成果が確認できないと，代理商も困る。

肢イ　○

代理商は，やむを得ない事由があるときは，いつでも，代理商が商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする契約を解除できる。

ただ，いきなり解除すると本人の期待に反する。そこで，解除前の予告期間が必要（３０条１項)。ただ，やむを得ない場合は，予告なしで解除できる（同条２項)。

肢ウ　○

仲立人の報酬は，当事者双方が等しい割合で負担する。

報酬は，双方。多数と多数をつなげる。双方が利益を受けているので両方が負担する。

婚姻の仲介，旅行代理店などをイメージ，多　対　多

商法５５０条２項

肢エ　×

(1)仲立人は，その媒介に係る商行為について見本を受け取ったときでも，見本を保管する義務を負わない。

(2) 保管する義務はある。説明するために，なくされると利用者が困る。

結婚の仲介人を想定するとよい。情報なくされたら困る。

商法５４５条

肢オ　○
問屋は，委託者のために物品の販売又は買入れをしたときは，遅滞なく，委託者に対し，その旨の通知を発しなければならない。問屋が委託者に，取引の状況を知らせ，その利益を確保するためである。

　証券会社を想定。
　通知がないと買主は困るだろう

商法５５７条，２７条